

大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故裁判の支援運動について

9月29日公判を傍聴して

磯野孝副会長

2021年9月22日(水) 午前10時半、公益社団法人大阪聴覚障害者協会は、井出安優香さんのご両親とともに、大阪地方裁判所 第15民事部へみなさまからいただいた二次署名用紙を提出しました。7月17日〜9月21日までの期間中、全国の皆様から集まった署名は、7,246筆に達し、一次署名と合わせて108,931筆(紙署名89,532筆、電子署名

19,399筆)を集めることができました。下記記事に掲載の通り、次回公判は12月15日(水)に決まり、この日以降も裁判は続きますので、私たちもこれまでの署名運動を引き続き、三次署名としてお願いしていくとともに、今後とも井出安優香さんの裁判を支援していきます。

【集約先】
公益社団法人大阪聴覚障害者協会
〒537-0025
大阪府東成区中道1-3-59
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階
コミュニケーションセンター3階

大阪地方裁判所 第15民事部 御中

**大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故の
公正な判決を求める要請署名**

2021(令和3)年9月22日 提出

紙署名	6,705 筆
電子署名	541 筆
合計	7,246 筆

公益社団法人大阪聴覚障害者協会
大阪府東成区中道1-3-59
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階
FAX: 06-6748-0383 TEL: 06-6748-0380



裁判が、障害をもつすべての人への尊厳をまもり、公正な判断で進められるよう、みなさまにご協力をお願いいたします。

※集めた署名用紙は、公益社団法人大阪聴覚障害者協会まで郵送するか持ち込んでいただきますようお願いいたします。

二つの変更の理由は説明がありませんでしたが、法廷の移動は傍聴希望者の数や、10万を遙かに超えて集めた署名の数の効果ではないかと思えました。法廷が広くなったことで、傍聴者が今までより多く集められるようになりました。次回は、呼びかけて沢山の傍聴者で裁判の行方を見守りたいと思います。

公判は被告(運転手側)と原告(井出さん)との間で、裁判長の指示に沿って双方の弁護士により、証拠になるもの一つ一つの確認作業が進められました。裁判に慣れない私にとっては、本場に事務的な確認作業に見えましたが、証拠として、確認されていたのは井出安優香さんの聴覚が検査したところで結果が違っていたのでその理由と誤差の範囲かを調べる。

聴覚障害者の平均賃金2,947,000円を証明するデータ等の確認と提出日の確認のやりとりがありました。

今回は証拠になる文書と裁判所への提出日の確認のような形で、すぐ(15分位)終わりました。次回は、12月15日(水)午前11時30分から今日と同じ法廷で開かれます。

ここまですぐ直接見た公判の状況です。

その後夜になって、テレビで聴覚障害児死亡事故裁判の進行状況をまとめたニュース報道がありました。

以下は、「関西NEWS WEB」と「NHKNEWS WEB」で報道された内容の一部です。

「聴覚障害児死亡事故裁判 運転手側 将来収入4割」の主張撤回(9月29日12時10分)

「(前略)―聴覚に障害のある女の子が死亡した事故をめぐる賠償額について争われている裁判で、女の子が将来得られた収入について、運転手側はこれまで健康者の4割だと主張してきましたが、遺族が不当な差別だと訴えたため、聴覚障害者の平均賃金で算出し、額を引き上げる方向へと主張を変えました。」

(中略)―これまでの裁判で運転手側は、賠償額について、『聴覚障害者は思考力や言語力、学力を獲得することが困難で、就職自体難しい』として、井出さんが将来得られる収入は健康者の女性の4割だ

と主張したのに対し、遺族側は、障害者への不当な差別だと訴え、差別のない判決を求める10万人分余りの署名を裁判所に提出していました。

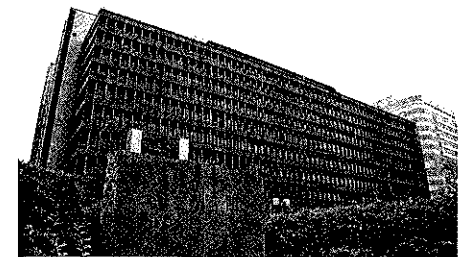
大阪地方裁判所で開かれた29日の裁判で、運転手側はこれまでの主張を撤回し、将来得られる収入は、事故当時の聴覚障害者の平均賃金で算出すべきだとして、賠償額を引き上げる方向に主張を変えました。しかし、これは、男女全体の平均賃金のおよそ6割にとどまっています、父親の井出努さんは『娘がもし生きていたら中学3年生で、将来の夢もあったと思う。相手の主張は変わったが、聴覚障害を前提にして娘の将来を決めていて、差別だと思うので許せません』と手話を交えながら話していました。」と報道されました。

今回の裁判では、聴覚障害者の「生産性」が争われていますが、この議論を持ち出すことに対して違和感があります。

「生産性」とは何でしょう。私も若い頃いわれた事ですが、その頃と比べて障害者の職場環境は時代と共に大きく変わってきました。昔は手話を否定されてきました。高等教育を受ける機会も制限されていたし、職場でのコミュニケーションも大変でした。

本誌編集者 今回の傍聴で二回目。肌寒くなる時期なのに前回の7月と同じぐらいの暑さでした。

裁判所のシーン撮影後に手話通訳の再入場まで担当の連絡不備で少し遅れての開廷、前回と同じく聴覚検査の資料確認だけかと思いきや、被告側より逸失利益の請求額を障害者雇用実態調査の聴覚障害者の平均賃金での算出の話を出した。この数字は今の世相を反映したもので妥協を図ろうとの意図が見え隠れするが、共生社会を目指して活動してきた成果が少し芽が出てきているように、これからの若い世代はもっと多くの可能性・選択肢があったはずだ。それを障害があるからといって、現在のデータにあてはめようとするのは差別を無くす運動の後退に他ならないし、差は全然無くない。私たち聴覚障害者の人権を守るためにも絶対に妥協すべきものではないと思った。



大阪地方裁判所

「障害は社会の障壁によって発生する」と考えられるようになった時代です。これによって、安優香さんのような若い聴覚障害者にとって、コミュニケーションの保障、学問の場の保障、社会的